

消表対第320号  
令和元年7月4日

DR. C 医薬株式会社  
代表取締役 岡崎 成実 殿

消費者庁長官 岡村 和美  
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する別表「商品名」欄記載の各マスク（以下これらを併せて「本件18商品」という。）の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っているので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、本件18商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく行っている次に掲げる表示をしている行為を速やかに取りやめなければならない。

本件18商品を一般消費者に販売するに当たり、それぞれの容器包装において、例えば、「花粉を水に変えるマスク +4 くもり止めつきマスク（ふつう）」と称するマスクについて、平成30年1月以降、「+4 花粉対策 分解力 レギュラー」、「花粉<sup>\*</sup>を水に変えるマスク」及び「※花粉の中のタンパク質を分解」、「医師の新しい発想で生まれたハイドロ銀チタン<sup>®</sup> (Hyd[AgTiO<sub>2</sub>]) テクノロジーは、花粉/ハウスダスト/カビ等のタンパク質や、汗<sup>\*</sup>/ニオイ<sup>\*</sup>/不衛生タンパク質を分解して水に変える、DR. C 医薬独自のクリーン技術です。」及び「※汗・ニオイのタンパク質を分解」等と表示するなど、別表「商品名」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件18商品を装着すれば、本件18商品に含まれるハイドロ銀チタンの効果によって、本件18商

品に付着した花粉、ハウスダスト及びカビのそれぞれに由来するアレルギーの原因となる物質並びに悪臭の原因となる物質を化学的に分解して水に変えることにより、これらの物質が体内に吸入されることを防ぐ効果が得られるかのように示す表示

- (2) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件18商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件18商品を一般消費者に販売するに当たり、それぞれの容器包装において、例えば、「花粉を水に変えるマスク +4 くもり止めつきマスク(ふつう)」と称するマスクについて、平成30年1月以降、「+4 花粉対策 分解力 レギュラー」、「花粉<sup>\*</sup>を水に変えるマスク」及び「<sup>\*</sup>花粉の中のタンパク質を分解」、「医師の新しい発想で生まれたハイドロ銀チタン<sup>®</sup> (Hyd[AgTiO<sub>2</sub>]) テクノロジーは、花粉/ハウスダスト/カビ等のタンパク質や、汗<sup>\*</sup>/ニオイ<sup>\*</sup>/不衛生タンパク質を分解して水に変える、DR. C医薬独自のクリーン技術です。」及び「<sup>\*</sup>汗・ニオイのタンパク質を分解」等と表示するなど、別表「商品名」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件18商品を装着すれば、本件18商品に含まれるハイドロ銀チタンの効果によって、本件18商品に付着した花粉、ハウスダスト及びカビのそれぞれに由来するアレルギーの原因となる物質並びに悪臭の原因となる物質を化学的に分解して水に変えることにより、これらの物質が体内に吸入されることを防ぐ効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、それぞれ、本件18商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (3) 貴社は、今後、本件18商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(2)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (4) 貴社は、今後、本件18商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(2)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (5) 貴社は、前記(1)に基づいてとった措置、前記(2)に基づいて行った周知徹底及び前記(3)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しな

ればならない。

## 2 事実

- (1) DR. C 医薬株式会社（以下「DR. C 医薬」という。）は、東京都新宿区西新宿六丁目5番1号新宿アイランドタワー2階に本店を置き、化粧品、医薬品等の開発、製造、販売業等を営む事業者である。
- (2) DR. C 医薬は、小売事業者を通じて、本件18商品を一般消費者に販売している。
- (3) DR. C 医薬は、本件18商品に係る容器包装の表示内容を自ら決定している。
- (4)ア DR. C 医薬は、本件18商品を一般消費者に販売するに当たり、それぞれの容器包装において、例えば、「花粉を水に変えるマスク +4 くもり止めつきマスク（ふつう）」と称するマスクについて、平成30年1月以降、「+4 花粉対策 分解力レギュラー」、「花粉\*を水に変えるマスク」及び「※花粉の中のタンパク質を分解」、「医師の新しい発想で生まれたハイドロ銀チタン<sup>®</sup> (Hyd[AgTiO<sub>2</sub>]) テクノロジーは、花粉/ハウスダスト/カビ等のタンパク質や、汗\*/ニオイ\*/不衛生タンパク質を分解して水に変える、DR. C 医薬独自のクリーン技術です。」及び「※汗・ニオイのタンパク質を分解」等と表示するなど、別表「商品名」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件18商品を装着すれば、本件18商品に含まれるハイドロ銀チタンの効果によって、本件18商品に付着した花粉、ハウスダスト及びカビのそれぞれに由来するアレルギーの原因となる物質並びに悪臭の原因となる物質を化学的に分解して水に変えることにより、これらの物質が体内に吸入されることを防ぐ効果が得られるかのように示す表示をしている。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、それぞれ、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、DR. C 医薬に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、DR. C 医薬は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものでは認められないものであった。

## 3 法令の適用

前記事実によれば、DR. C 医薬が自己の供給する本件18商品の取引に関し行っている表示は、それぞれ、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定す

る、本件18商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしている行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

#### 4 法律に基づく教示

##### (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注） 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

##### (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1） 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2） 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

番号	商品名	表示期間	表示内容
1	医師が考えた新しい発想のマスク 花粉を水に変えるマスク (ふつう)	平成29年3月1日以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「花粉を水に変えるマスク」</li> <li>・「KAFUN 花粉対策」、「OUT DOOR 屋外」、「HOUSE DUST ハウスダスト対策」及び「HANAMIZU 鼻水対策」との文言を付し、それぞれを図式化したイラストと共に、「ハイドロ銀チタン® (Hyd[AgTiO<sub>2</sub>]) テクノロジーは、光触媒を進化させた、光のいない触媒です。花粉／ハウスダスト／カビ等のタンパク質や、汗／ニオイ／ハナミズ／不衛生タンパク質を分解して水分子に変える画期的なクリーン技術です。」と記載</li> <li>・外気に含まれるニオイ、花粉、カビ及びハウスダスト並びに吐く息に含まれる咳及びクシャミの飛沫がマスクの中のハイドロ銀チタン®フィルターを通じて水(H<sub>2</sub>O)に変化している様子を図式化したイラストと共に、「両サイドの花粉、ハウスダスト、ニオイ等のタンパク質を水に変えます！」と記載</li> </ul>
2	医師が考えた新しい発想のマスク 花粉を水に変えるマスク (小さめ)		

番号	商品名	表示期間	表示内容
3	花粉を水に変えるマスク +4 くもり止めつきマスク (ふつう)	平成30年1月以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「+4 花粉対策 分解力 レギュラー」</li> <li>・「花粉*を水に変えるマスク」及び「※花粉の中のタンパク質を分解」</li> <li>・「花粉の季節の日常使い・予防に」及び「ニオイのタンパク質を分解するので数日間使用可能です。」</li> <li>・ニオイ、花粉、カビ及びハウスダストがハイドロ銀チタン®テクノロジーを通じて水 (H<sub>2</sub>O) に変化している様子を図式化したイラストと共に、「<u>花粉・ハウスダストのタンパク質を水に変える</u>」と記載</li> <li>・「医師の新しい発想で生まれたハイドロ銀チタン® (Hyd[AgTiO<sub>2</sub>]) テクノロジーは、花粉/ハウスダスト/カビ等のタンパク質や、汗*/ニオイ*/不衛生タンパク質を分解して水に変える、DR. C 医薬独自のクリーン技術です。」及び「※汗・ニオイのタンパク質を分解」</li> </ul>
4	花粉を水に変えるマスク +4 (ふつう)		
5	花粉を水に変えるマスク +4 くもり止めつきマスク (小さめ)		
6	花粉を水に変えるマスク +4 (小さめ)		

番号	商品名	表示期間	表示内容
7	花粉・ハウスダストを水に変えるマスク +5 くもり止めつきマスク (ふつう)	平成30年4月以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「+5 ハウスダスト対策 通年用」</li> <li>・「ハウスダスト※・花粉※を水に変えるマスク」及び「※ハウスダスト／花粉の中のタンパク質を分解」</li> <li>・「一年を通してのハウスダスト・花粉対策」、「掃除をする場合は30分程前からの着用をおすすめします。」及び「ニオイのタンパク質を分解するので数日間使用可能です。」</li> <li>・外気に含まれるニオイ、花粉、カビ及びハウスダスト並びに吐く息に含まれる咳及びクシャミの飛沫がマスクの中のハイドロ銀チタン®フィルターを通じて水(H<sub>2</sub>O)に変化している様子を図式化したイラストを掲載</li> <li>・ニオイ、花粉、カビ及びハウスダストがハイドロ銀チタン®テクノロジーを通じて水(H<sub>2</sub>O)に変化している様子を図式化したイラストと共に、「<u>花粉・ハウスダストのタンパク質を水に変える</u>」と記載</li> <li>・「医師の新しい発想で生まれたハイドロ銀チタン® (Hyd[AgTiO<sub>2</sub>]) は、タンパク質を分解する新素材です。花粉・ハウスダスト・カビ等のタンパク質や、汗・ニオイ・不衛生タンパク質を分解して水に変える、DR. C医薬独自のクリーン技術です。」及び「※汗・ニオイのタンパク質を分解」</li> </ul>
8	花粉・ハウスダストを水に変えるマスク +5 (ふつう)		
9	花粉・ハウスダストを水に変えるマスク +5 くもり止めつきマスク (小さめ)		
10	花粉・ハウスダストを水に変えるマスク +5 (小さめ)		

番号	商品名	表示期間	表示内容
11	花粉を水に変えるマスク +6 くもり止めつきマスク (ふつう)	平成30年1月以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「+6 花粉ピーク対策 分解力 ストロング」</li> <li>・「花粉※を水に変えるマスク」及び「※花粉の中のタンパク質を分解」</li> <li>・「強かつ長時間対策に」、「花粉ピーク時のスポーツ・受験時等での使用に」及び「ニオイのタンパク質を分解するので数日間使用可能です。」</li> <li>・ニオイ、花粉、カビ及びハウスダストがハイドロ銀チタン®テクノロジーを通じて水 (H<sub>2</sub>O) に変化している様子を図式化したイラストと共に、「<u>花粉・ハウスダストのタンパク質を水に変える</u>」と記載</li> <li>・「医師の新しい発想で生まれたハイドロ銀チタン® (Hyd[AgTiO<sub>2</sub>]) テクノロジーは、花粉/ハウスダスト/カビ等のタンパク質や、汗※/ニオイ※/不衛生タンパク質を分解して水に変える、DR. C 医薬独自のクリーン技術です。」及び「※汗・ニオイのタンパク質を分解」</li> </ul>
12	花粉を水に変えるマスク +6 (ふつう)		
13	花粉を水に変えるマスク +6 くもり止めつきマスク (小さめ)		
14	花粉を水に変えるマスク +6 (小さめ)		



番号	商品名	表示期間	表示内容
15	花粉・ハウスダスト を水に変えるマスク +10 くもり止め つきマスク (ふつう)	平成30年1月以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「+10 花粉・ハウスダスト対策 [超分解]」及び「分解力 ウルトラストロング」</li> <li>・「医師が考えたハイドロ銀チタン<sup>®</sup> マスク」</li> <li>・「花粉<sup>*</sup>を水に変えるマスク」及び「※花粉・ハウスダストの中のタンパク質を分解」</li> </ul>
16	花粉・ハウスダスト を水に変えるマスク +10 (ふつう)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「速くかつ長時間対策に」、「花粉・ハウスダストが多い場所での使用に」及び「ニオイのタンパク質を分解するので数日間使用可能です。」</li> <li>・ニオイ、花粉、カビ及びハウスダストがハイドロ銀チタン<sup>®</sup> (Hyd [AgTiO<sub>2</sub>]) テクノロジーを通じて水 (H<sub>2</sub>O) に変化している様子を図式化した図と共に、「花粉・ハウスダストのタンパク質を水に変える」と記載</li> </ul>
17	花粉・ハウスダスト を水に変えるマスク +10 くもり止め つきマスク (小さめ)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「医師の新しい発想で生まれたハイドロ銀チタン<sup>®</sup>テクノロジーは、花粉/ハウスダスト/カビ等のタンパク質や、汗<sup>*</sup>/ニオイ<sup>*</sup>/不衛生タンパク質を分解して水に変える、D.R.C 医薬独自のクリーン技術です。」及び「※汗・ニオイのタンパク質を分解」</li> </ul>
18	花粉・ハウスダスト を水に変えるマスク +10 (小さめ)		

消表対第 3 2 1 号  
令和元年 7 月 4 日

アイリスオーヤマ株式会社  
代表取締役 大山 晃弘 殿

消費者庁長官 岡村 和美  
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 1 項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「光の力で分解するマスク」と称するマスク（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 3 7 年法律第 1 3 4 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定により禁止されている同条第 1 号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、平成 3 0 年 8 月 2 7 日から令和元年 6 月 3 0 日までの間、容器包装において、例えば、「マスク表面に付着した菌やウイルス、花粉などが二酸化炭素と水に変わる」等と表示するなど、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を装着すれば、太陽光及び室内光下において、本件商品に含まれる光触媒の効果によって、本件商品表面に付着した花粉、ウイルス、細菌、ハウスダスト及び悪臭の原因となる物質を化学的に二酸化炭素と水に分解することにより、これらが体内に吸入されることを防ぐ効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

## 2 事実

- (1) アイリスオーヤマ株式会社（以下「アイリスオーヤマ」という。）は、仙台市青葉区五橋二丁目12番1号に本店を置き、生活用品の企画、製造、販売業等を営む事業者である。
- (2) アイリスオーヤマは、小売事業者を通じて、本件商品を一般消費者に販売している。
- (3) アイリスオーヤマは、本件商品に係る容器包装の表示内容を自ら決定している。
- (4)ア アイリスオーヤマは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、平成30年8月27日から令和元年6月30日までの間、容器包装において、例えば、「マスク表面に付着した菌やウイルス、花粉などが二酸化炭素と水に変わる」等と表示するなど、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を装着すれば、太陽光及び室内光下において、本件商品に含まれる光触媒の効果によって、本件商品表面に付着した花粉、ウイルス、細菌、ハウスダスト及び悪臭の原因となる物質を化学的に二酸化炭素と水に分解することにより、これらが体内に吸入されることを防ぐ効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、アイリスオーヤマに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、アイリスオーヤマは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

## 3 法令の適用

前記事実によれば、アイリスオーヤマが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

#### 4 法律に基づく教示

##### (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注） 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

##### (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1） 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2） 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・「光の力で分解するマスク」</li><li>・水しぶきの画像を掲載</li><li>・「光触媒が太陽光・室内光で反応」</li><li>・「マスク表面に付着した菌やウイルス、花粉などが二酸化炭素と水に変わる」</li><li>・「花粉」、「菌・ウイルス」、「ハウスダスト」、「ニオイ」との文言を付したそれぞれのイラストを掲載</li><li>・「表面に光触媒加工を施した不織布を採用」及び「光触媒が太陽光・室内光で反応しマスク表面に付着した『ウイルス』『花粉』『細菌』『におい』などを二酸化炭素と水に分解」</li><li>・マスクに太陽光及び照明の光が当たることにより、マスクから二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）及び水が発生しているイメージ図を掲載</li><li>・マスクの3層構造を示し、「ウイルス」、「ほこり」、「花粉」が層を経るに従って減少しているイメージ図を掲載</li></ul>

消表対第 3 2 2 号  
令和元年 7 月 4 日

大正製薬株式会社  
代表取締役 上原 茂 殿

消費者庁長官 岡村 和美  
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 1 項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する別表「商品名」欄記載の各マスク（以下これらを併せて「本件 3 商品」という。）の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 3 7 年法律第 1 3 4 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定により禁止されている同条第 1 号に該当する不当な表示を行っているので、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、本件 3 商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく行っている次に掲げる表示をしている行為を速やかに取りやめなければならない。

本件 3 商品を一般消費者に販売するに当たり、それぞれの容器包装において、例えば、「パブロンマスク 3 6 5 ふつうサイズ」と称するマスクについて、平成 2 8 年 3 月 1 日以降、マスクの表面に、様々な粒子が付着し、マスクに接している粒子が分解されているイメージ図と共に、「ウイルス」、「花粉アレルゲン」、「光触媒で分解！」及び「太陽光、室内光でも」等と表示するなど、別表「商品名」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件 3 商品を装着すれば、太陽光及び室内光下において、本件 3 商品に含まれる光触媒の効果によって、本件 3 商品表面に付着した花粉由来のアレルギーの原因となる物質、細菌、ウイルス及び悪臭の原因となる物質を化学的に分解することにより、これらが体内に吸入されることを防ぐ効果が得られるかのように示す表示

(2) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件3商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件3商品を一般消費者に販売するに当たり、それぞれの容器包装において、例えば、「パブロンマスク365 ふつうサイズ」と称するマスクについて、平成28年3月1日以降、マスクの表面に、様々な粒子が付着し、マスクに接している粒子が分解されているイメージ図と共に、「ウイルス」、「花粉アレルギー」、「光触媒で分解!」及び「太陽光、室内光でも」等と表示するなど、別表「商品名」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件3商品を装着すれば、太陽光及び室内光下において、本件3商品に含まれる光触媒の効果によって、本件3商品表面に付着した花粉由来のアレルギーの原因となる物質、細菌、ウイルス及び悪臭の原因となる物質を化学的に分解することにより、これらが体内に吸入されることを防ぐ効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、それぞれ、本件3商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

(3) 貴社は、今後、本件3商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(2)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

(4) 貴社は、今後、本件3商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(2)アの表示と同様の表示をしてはならない。

(5) 貴社は、前記(1)に基づいてとった措置、前記(2)に基づいて行った周知徹底及び前記(3)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

## 2 事実

(1) 大正製薬株式会社（以下「大正製薬」という。）は、東京都豊島区高田三丁目24番1号に本店を置き、一般用医薬品・医薬部外品・食品・医療用品・衛生用品等の研究・開発・製造・販売業等を営む事業者である。

- (2) 大正製薬は、小売事業者を通じて、本件3商品を一般消費者に販売している。
- (3) 大正製薬は、本件3商品に係る容器包装の表示内容を自ら決定している。
- (4)ア 大正製薬は、本件3商品を一般消費者に販売するに当たり、それぞれの容器包装において、例えば、「パブロンマスク365 ふつうサイズ」と称する商品について、平成28年3月1日以降、マスクの表面に、様々な粒子が付着し、マスクに接している粒子が分解されているイメージ図と共に、「ウイルス」、「花粉アレルゲン」、「光触媒で分解！」及び「太陽光、室内光でも」等と表示するなど、別表「商品名」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件3商品を装着すれば、太陽光及び室内光下において、本件3商品に含まれる光触媒の効果によって、本件3商品表面に付着した花粉由来のアレルギーの原因となる物質、細菌、ウイルス及び悪臭の原因となる物質を化学的に分解することにより、これらが体内に吸入されることを防ぐ効果が得られるかのように示す表示をしている。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、それぞれ、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、大正製薬に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、大正製薬は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

### 3 法令の適用

前記事実によれば、大正製薬が自己の供給する本件3商品の取引に関し行っている表示は、それぞれ、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件3商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしている行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

### 4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をす



ることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

番号	商品名	表示期間	表示内容
1	パブロンマスク 365 ふつう サイズ	平成28年3月 1日以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスクの表面に、様々な粒子が付着し、マスクに接している粒子が分解されているイメージ図と共に、「ウイルス」、「花粉アレルギー」、「光触媒で分解！」及び「太陽光、室内光でも」と記載</li> <li>・蛍光灯やLEDなどの室内光（可視光線）や太陽光（紫外線）がマスクの表面に当たることにより、ウイルス、細菌、花粉アレルギー及び臭いの粒子がマスクの表面に付着し、分解されている「マスク表面での反応」と題するイメージ図と共に、「〈V-CAT〉は、太陽光（紫外線）のみならず、室内光（蛍光灯やLEDなど）でも高い分解反応を発揮する優れた光触媒。ウイルスや細菌はもちろん、花粉アレルギーや臭いも分解し、除去します。」と記載</li> </ul>

番号	商品名	表示期間	表示内容
2	パブロンマスク 365 やや小さめサイズ	平成25年10 月18日以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスクの表面に、様々な粒子が付着し、マスクに接している粒子が分解されているイメージ図と共に、「マスク表面に付いた ウィルス 細菌 花粉 を光触媒〈V-CAT〉で除去！」及び「太陽光／室内光どちらでも分解反応を発揮！」と記載</li> <li>・蛍光灯やLEDなどの室内光（可視光線）や太陽光（紫外線）がマスクの表面に当たることにより、ウィルス、細菌、花粉アレルギー及び臭いの粒子がマスクの表面に付着し、分解されている「マスク表面での反応」と題するイメージ図と共に、「〈V-CAT〉は、太陽光（紫外線）のみならず、室内光（蛍光灯やLEDなど）でも高い分解反応を発揮する優れた光触媒。ウィルスや細菌はもちろん、花粉アレルギーや臭いも分解し、除去します。」と記載</li> </ul>
3	パブロンマスク 365 子供用		<ul style="list-style-type: none"> <li>・蛍光灯やLEDなどの室内光（可視光線）や太陽光（紫外線）がマスクの表面に当たることにより、ウィルス、細菌、花粉アレルギー及び臭いの粒子がマスクの表面に付着し、分解されている「マスク表面での反応」と題するイメージ図と共に、「〈V-CAT〉は、太陽光（紫外線）のみならず、室内光（蛍光灯やLEDなど）でも高い分解反応を発揮する優れた光触媒。ウィルスや細菌はもちろん、花粉アレルギーや臭いも分解し、除去します。」と記載</li> </ul>

消表対第 3 2 3 号  
令和元年 7 月 4 日

玉川衛材株式会社  
代表取締役 玉川 雅之 殿

消費者庁長官 岡村 和美  
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 1 項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する別表「商品名」欄記載の各マスク（以下これらを併せて「本件 2 商品」という。）の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 3 7 年法律第 1 3 4 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定により禁止されている同条第 1 号に該当する不当な表示を行っているので、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、本件 2 商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく行っている次に掲げる表示をしている行為を速やかに取りやめなければならない。

本件 2 商品を一般消費者に販売するに当たり、平成 2 7 年 9 月以降、容器包装において、「しっかり吸着 光で分解」及び「光触媒チタンアパタイト\*採用」等と表示するなど、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件 2 商品を装着すれば、太陽光下において、本件 2 商品に含まれる光触媒の効果によって、本件 2 商品表面に付着した花粉由来のアレルギーの原因となる物質、細菌及びウイルスを化学的に二酸化炭素と水に分解することにより、これらが体内に吸入されることを防ぐ効果が得られるかのように示す表示

- (2) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件 2 商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法につい

ては、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件2商品を一般消費者に販売するに当たり、平成27年9月以降、容器包装において、「しっかり吸着 光で分解」及び「光触媒チタンアパタイト\*採用」等と表示するなど、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件2商品を装着すれば、太陽光下において、本件2商品に含まれる光触媒の効果によって、本件2商品表面に付着した花粉由来のアレルギーの原因となる物質、細菌及びウイルスを化学的に二酸化炭素と水に分解することにより、これらが体内に吸入されることを防ぐ効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、それぞれ、本件2商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (3) 貴社は、今後、本件2商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(2)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (4) 貴社は、今後、本件2商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(2)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (5) 貴社は、前記(1)に基づいてとった措置、前記(2)に基づいて行った周知徹底及び前記(3)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

## 2 事実

- (1) 玉川衛材株式会社（以下「玉川衛材」という。）は、東京都千代田区岩本町二丁目2番16号に本店を置き、医薬品、医薬部外品、衛生用品等の製造販売業等を営む事業者である。
- (2) 玉川衛材は、小売事業者を通じて、本件2商品を一般消費者に販売している。
- (3) 玉川衛材は、本件2商品に係る容器包装の表示内容を自ら決定している。
- (4)ア 玉川衛材は、本件2商品を一般消費者に販売するに当たり、平成27年9月以降、容器包装において、「しっかり吸着 光で分解」及び「光触媒チタンアパタイト\*採用」等と表示するなど、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件2商品を装着すれば、太陽光下において、本件2商品に含まれる光触媒の

効果によって、本件2商品表面に付着した花粉由来のアレルギーの原因となる物質、細菌及びウイルスを化学的に二酸化炭素と水に分解することにより、これらが体内に吸入されることを防ぐ効果が得られるかのように示す表示をしている。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、それぞれ、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、玉川衛材に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、玉川衛材は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

### 3 法令の適用

前記事実によれば、玉川衛材が自己の供給する本件2商品の取引に関し行っている表示は、それぞれ、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件2商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしている行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

### 4 法律に基づく教示

#### (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注） 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

#### (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを

提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

## 別表

番号	商品名	表示内容
1	フィットイ 吸着分解マスク スーパーフィット ふつう[大人向け]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「かぜ 花粉 ハウスダスト 黄砂 PM2.5 しっかり対策」</li> <li>・「フィットイ®吸着分解マスク™ スーパーフィット」</li> <li>・「しっかり吸着 光で分解」及び「光触媒チタンアパタイト*採用」</li> </ul>
2	フィットイ 吸着分解マスク スーパーフィット やや小さめ [女性・子供向け]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「光触媒チタンアパタイトとは 東京大学と(株)富士通研究所で共同開発された花粉*1・細菌・ウイルスなどの空気中の有害物質を従来の光触媒より格段に高い吸着力でとらえ、太陽の光によって分解〔CO<sub>2</sub> (二酸化炭素) + H<sub>2</sub>O (水)〕する素材です。特許 3697608 号」及び「*1 花粉はアレルギーンとしての意味です。」</li> </ul>